平成２９年（フ）第４１１号
大阪府羽曳野市白鳥２丁目13番５号
債務者　マヤミヤこと　宮嶋　淳子（旧姓勝見）
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７７号
和歌山県岩出市根来1194番地の７、前住所神戸市兵庫区上沢通８丁目１番５－210号
債務者　松田　千恵
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第８６号
和歌山市小松原５丁目３番10号　ラベニュー小松原103号
債務者　名川　幸子（旧姓成田）
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第８９号
和歌山市井辺261番地１　フォーブルさちＢ201、前住所和歌山市井辺219番地７　オーブリーメイプル楓202号
債務者　中井　　栄
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第９１号
和歌山市松江中１丁目４番２号、前住所和歌山県橋本市野236番地の４　ノースヒルズ101
債務者　木村　幸子（旧姓瀬高）
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第９６号
和歌山市古屋５番地18　ハイツアネシスⅡ105号、前住所和歌山市西庄368番地３
債務者　井内　迪子
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第９７号
和歌山市寄合町30番地　城北ハイツ402
債務者　植田　　勉
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３号
沖縄県宮古島市平良字東仲宗根639番地２コーポ下地201
債務者　岸本　勝寛
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２９年（フ）第２６号
北海道岩見沢市緑町３丁目１番２号　ベルローゼⅠ　202
債務者　北川　陽介
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第４７号
北海道室蘭市祝津町４丁目４番地97
債務者　岩谷　渉太
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第５１号
北海道苫小牧市矢代町２丁目13番17号コンフォートハイム201
債務者　冨澤　悠弥
1　決定年月日時　平成29年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第２７号
福島県会津若松市町北町大字上荒久田字石尻183番地、前住所福島県会津若松市石堂町２番23号
債務者　大島　　守
1　決定年月日時　平成29年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第５７号
長野市三本柳西３丁目45番地　コーポスリーウィローＡ棟202
債務者　小林　忠行
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６６号
長野市大字大豆島4268番地103　大豆島東団地３－203
債務者　古山　大輔
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１３０号
静岡県浜松市中区葵西６丁目25番89号　ふるさとホーム浜松西
債務者　小楠　守宏
1　決定年月日時　平成29年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１６３２号
大阪府茨木市西田中町７番６号の７　川上ハイツ203号
債務者　西田　　将
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６９１号
大阪府大東市明美の里町17番28号　サンビレッジ明美の里Ｄ棟202号
債務者　古田　　航
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部